

消費税 95%ルールの改正 ~平成 24 年 4 月 1 日以後開始課税期間から適用~

1、仕入控除税額の計算方法の改正

原則課税により申告を行う事業者のうち、当課税期間における課税売上高が 95%以上の事業者は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額の全額を控除することができることとされていましたが、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、当課税期間における課税売上割合が 95%以上かつ課税売上高が 5 億円以下(※)の場合にのみ全額を控除することができることとされました。

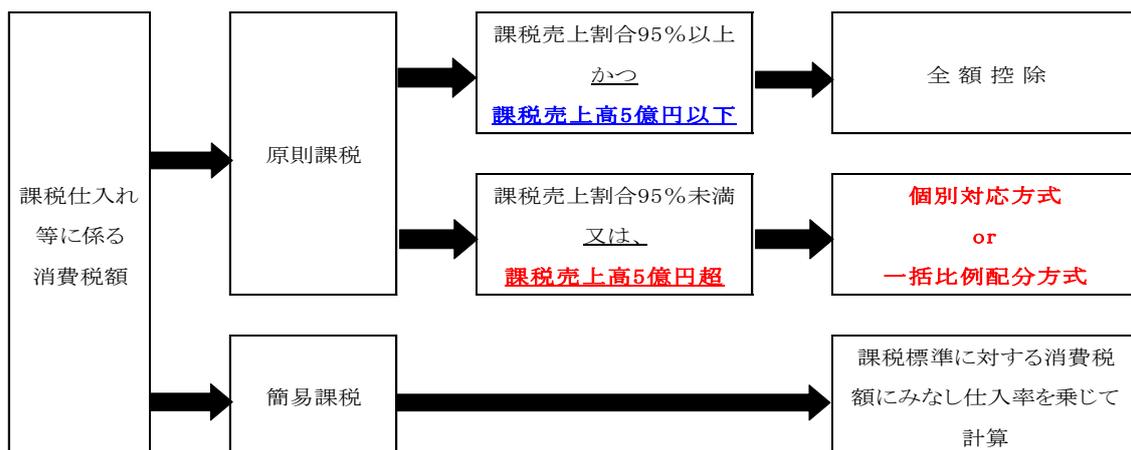
したがって、**当課税期間における課税売上高が 5 億円超(※)の場合、又は課税売上割合が 95%未満の場合には、仕入控除税額の計算を個別対応方式若しくは一括比例配分方式のいずれかにより行うこととなります。**

※当課税期間が 1 年に満たない場合には、当課税期間の課税売上高を当課税期間の月数で除し、これに 12 を乗じて算出した金額(年換算した金額)で判定します。

2、適用開始時期

この改正は、**平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用**されます。したがって、事業年度が 1 年である法人については平成 25 年 3 月末決算分から、個人事業者は平成 25 年分から適用されます。

3、まとめ



改正後は、課税売上高が 5 億円超であれば、課税仕入れ等に係る消費税額は全額控除することができません。仕入控除税額の計算方法に個別対応方式を採用した場合には、課税仕入れ等の消費税額を、①、課税売上上のみ要するもの ②、非課税売上上のみ要するもの ③、①と②の両方に共通して要するものに区分する必要があります。